

■点検項目 24 関係（派遣先への通知）

労働者派遣契約においては、実際の派遣就業に当たって、どのような派遣労働者が労働者派遣され、かつ、どのような就業条件で当該派遣労働者を就業させることができるのかは定められていないため、労働者派遣契約の適正な履行を確保する観点から、派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、以下①から⑥の事項を、原則として、あらかじめ書面の交付若しくはファクシミリ又は電子メール等により、派遣先に通知しなければなりません（派遣法 35①）。

- ① 派遣労働者の氏名及び性別（派遣労働者が 45 歳以上である場合にあってはその旨並びに当該派遣労働者の氏名及び性別、派遣労働者が 18 歳未満である場合にあっては当該派遣労働者の年齢並びに氏名及び性別）
- ② 協定対象派遣労働者であるか否かの別
- ③ 無期雇用派遣労働者か有期雇用派遣労働者であるかの別
- ④ 派遣労働者が派遣法 40 条の 2 第 1 項 2 号による 60 歳以上の者であるか否かの別
- ⑤ 派遣労働者に係る健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無（「無」の場合は、当該書類が提出されていない具体的な理由を付して派遣先及び派遣労働者へ通知しなければならない。）
- ⑥ 当該派遣労働者の派遣就業の就業条件の内容が当該労働者派遣に係る労働者派遣契約の就業条件（上記「点検項目 7」の⑤、⑥、⑪、⑫、⑬に係る就業条件に限られる。）の内容と異なる場合における当該派遣労働者の就業条件の内容

■労働・社会保険

派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者の就業の状況等を踏まえ、労働・社会保険の適用手続を適切に進め、労働・社会保険に加入する必要がある派遣労働者については、加入させてから労働者派遣を行うことが必要です（新規に雇用する派遣労働者について労働者派遣を行う場合であって、当該労働者派遣の開始後速やかに労働・社会保険の加入の手続を行うときを含む。）（派遣元指針第 2 の 4）。

派遣元事業主は、派遣先に対し、当該派遣労働者に係る被保険者証等の写しを郵送する又は持参する等により、提示しなければなりません（派遣則 27 条④）。

これにより、派遣先も派遣労働者が社会保険等に適切に加入していることを確認することが可能となります。

なお、派遣元事業主は、労働・社会保険に加入していない派遣労働者については、派遣先に対して通知した当該派遣労働者が労働・社会保険に加入していない具体的な理由を、当該派遣労働者に対しても通知しなければなりません。

社会保険については、短時間労働者（いわゆる 4 分の 3 基準を満たさない者であって、週労働時間が 20 時間以上、かつ月額賃金が 8.8 万円以上の学生でない者）に対する適用要件が、令和 4 年 10 月から被保険者数が常時 500 人超の事業所から常時 100 人超の事業所に拡大が行われたので、これに対応した加入手続を行うことに留意が必要です。